

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 12 日

大阪市人事委員会

委員長 西出 智幸

大阪市人事委員会規則第 9 号

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の号給を決定する基準に関する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 [表 別紙 2 挿入] [イ 略]	別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 [表 別紙 1 挿入] [イ 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の号給を決定する基準に関する規則の規定は、令和 8 年 6 月 3 日から適用する。

[別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 別紙1]

職務の級	号給	組織等	基準となる職務
8 級	[同左]		
	2号給	副首都推進局	理事の職務（ <u>本市</u> 及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び <u>総合調整</u> に関する事務を所管する職務に限る。）
	[同左]		
	[同左]		
[同左]			

[備考 同左]

[別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 別紙2]

職務の級	号給	組織等	基準となる職務
8 級	[略]		
	2 号給	副首都推進局	理事の職務（副首都化並びに本市及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び総合調整並びに公立大学法人大阪に関する事務を所管する職務に限る。）
	[略]		
	[略]		
[略]			

[備考 略]